

平成25年（ワ）第38号等

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

## 準備書面（49）

（2002年推計に基づいて講じられた防護措置と被告国が監督を怠ったこと）

2017（平成29）年3月8日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 安田 純治 外

### 1 2002年推計に対する被告らの対応のまとめ

原告らは、被告東京電力が、2002（平成14）年3月に、塩屋崎沖地震の波源モデルにより「津波評価技術」の推計手法を用いて津波浸水予測計算を行ったいわゆる「2002年推計」（甲B130号証）に基づいて、敷地高さを超える津波に対する防護措置を講じたことに関連して、2016（平成28）年11月21日付け、及び2017（平成29）年1月30日付けの各求釈明申立書において、被告国及び被告東京電力に事実関係を明らかにするように求めてきた。

これに対して、不十分な内容ではあるものの、被告東京電力からは準備書面（25）及び（32）が、被告国からは平成29年1月20日付け及び同年2月22日付けの「求釈明に対する回答書」が、それぞれ提出された。

以下に、被告らの回答を整理する。

## 2 被告東京電力から原子力安全・保安院への2002年推計の結果の報告

被告東京電力は、2002（平成14）3月に、原子力安全・保安院に対して、2002年推計の結果として、福島第一原子力発電所においてO. P. +4メートル盤を超えてO. P. +5.4～5.7メートルの浸水高となる津波が襲来することが想定されると報告し、原子力安全・保安院はこれを確認している。

## 3 被告東京電力が講じた具体的な津波防護措置

### (1) 2002（平成14）年の6号機における海水系ポンプのかさ上げ工事

2002年推計は6号機の海水系ポンプの電動機据付レベル（O. P. +5.6メートル）を上回るものであったことから、被告東京電力は、2002（平成14）年5月から9月にかけて、同ポンプの下部軸受けレベルを「かさ上げ」する工事を実施した（丙B63号証。これは、「高所配置」による津波防護措置である。）。

### (2) タービン建屋地下階へのトレンチ貫通部からの浸水を防ぐ水密化工事

O. P. +4メートル盤に位置する海水系ポンプは、福島第一原子力発電所の1号機から6号機のタービン建屋地下階と海水配管トレンチないし電源ケーブルトレンチで接続されており、津波が海水系ポンプの据付レベルまで遡上すると、地下に埋設されているこれらのトレンチの貫通部を通じて、海水がタービン建屋に浸水する可能性が否定できないところとなった。

そこで、被告東京電力は、タービン建屋地下階における海水配管トレンチ、又は電源ケーブルトレンチの接続高さが、2002年推計による想定津波高さを下回る箇所について、各トレンチの貫通部にモルタルやシリコンを用いてシール施工することによって浸水防止工事を施工した。

被告東京電力によれば、その施工記録は全てが確認できているものではないとのことであるが、少なくとも以下の各工事が確認されている。

#### ア 3号機について

2003（平成15）年12月に上記の浸水防止工事を施工

#### イ 4号機について

2009（平成21）年1月に上記の浸水防止工事を施工

#### 4 被告東京電力から被告国への報告及び被告国による安全性の確認の有無

被告東京電力によれば、上記3記載の各工事については、原子力安全・保安院への報告を行った事実は確認できないとされる。

他方、被告国によれば、電気事業法54条に基づく定期検査は、技術基準省令62号4条1項の適合性を確認する検査ではないことから、被告東京電力が講じた上記3記載の各防護措置について電気事業法等の法令に基づいて報告を受けたり、安全性の確認をしたことはない、とのことである。

そこで、被告らの回答について、以下、反論する。

#### 5 津波が4m盤を超えることは技術基準省令62号4条1項の「原子炉の安全性を損なうおそれがある場合」に該当すること

##### （1）津波が4m盤を超えることは技術基準省令62号4条1項に該当すること

技術基準省令62号4条1項は、「原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が想定される自然現象（地すべり、断層、なだれ、洪水、津波、高潮、基礎地盤の不同沈下等をいう。ただし、地震を除く。）により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。」としている。

2002年推計の結果としてO. P. +4メートル盤を越えてO. P. +5.4～5.7メートルの津波高が想定されることとなったが、こうした事態は、①原子炉冷却用の海水ポンプと非常用ディーゼル発電設備冷却系海水ポンプが津波によって被水して機能喪失するおそれがあること、及び（被告東京電力が認めるように）

②O. P. + 4メートル盤に位置する海水系ポンプは、各号機のタービン建屋地下階と海水配管トレンチないし電源ケーブルトレンチで接続されていることから、これらのトレンチの貫通部を通じて、海水がタービン建屋地下階に浸水し、そこに設置されている非常用ディーゼル発電機及び各種配電盤等の非常用電源設備が被水によって機能喪失するおそれがある、ことを示す。

よって、津波がO. P. + 4メートル盤を越えて最大でO. P. + 5. 7メートルに達することは、同省令4条1項の規定する「原子炉の安全性を損なうおそれがある場合」に当たるものである。

### (2) 「鉛毛」は浸水防止措置ではないこと

これに対して、被告東京電力は、上記トレンチの貫通部にはもともと「鉛毛等による浸水防止措置が既になされていた」として、津波がO. P. + 4メートル盤に遡上したとしても、同省令4条1項に該当する事態ではなかったとしている。

しかし、そもそも「鉛毛」とは、「線径0. 3ミリメートルの毛状の鉛を集約したもので、鉛球同様、鉛鑄込みの困難な部分への充填や2～3ミリメートル程度の隙間への充填により放射線の遮蔽を行うため」のものである（甲B396号証）。細かい毛を束ねたその形状からしても、そもそも防水を目的としたものでないことは誰の目にも明らかである。

そうであるからこそ、被告東京電力は「より強固な部材であるモルタルやシリコンを用いてのシール措置」による浸水防水工事を施工することとなったとしているところである。

よって、タービン建屋地下へのトレンチの貫通部に鉛毛が施工されていたことをもって、「既に浸水防止措置が講じられていた」とする被告東京電力の説明は詭弁というしかない。

### (3) 小括

以上から、被告東京電力が、O. P. + 4メートルを超える津波に対して、海水ポンプのかさ上げ（高所配置）や、タービン建屋地下階へのトレンチの貫通部につい

て水密化による浸水防護措置を講じたことは、電気事業法39条1項及び技術基準省令62号4条1項によって当然に被告東京電力に義務づけられていた対応であり、被告東京電力が、一部分に留まる不十分な対応ながら、上記の各津波防護措置を講じたのは、これら法令上の義務に基づく当然の対応である。

## 6 経済産業大臣が電気事業法条に基づく監督権限の行使を怠っていること

### (1) 経済産業大臣が技術基準省令62号違反の事態に対する監督を行うべきこと

電気事業法40条は、「経済産業大臣は、事業用電気工作物が前条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。」と規定する。

上記5(1)でみたように、福島第一原子力発電所において、想定される津波がO.P.+4メートルを越えて最大O.P.+5.7メートルに達するという事態は、技術基準省令62号4条1項の規定する「原子炉の安全性を損なうおそれがある場合」に当たるものである。

原子力安全・保安院は、当然のことながら、福島第一原子力発電所において、O.P.+4メートル盤に上記海水系ポンプ等が設置されていること、及び各種トレンチの配管によりタービン建屋地下階に通じる貫通部が存在しかつ同建屋地下階には非常電源設備が設置されていることを把握していた。

そして、2002年推計の津波高さの想定は、原子力安全・保安院に報告され、原子力安全・保安院はこの結果を確認しているところである。

以上からすれば、原子力安全・保安院は、2002年推計の報告を受けた時点において、直ちに、福島第一原子力発電所の海水系ポンプ及び非常電源設備及びその附属設備が「想定される自然現象(津波)」によって「安全性を損なうおそれがある場合」に該当すること、すなわち技術基準省令62号4条1項に違反する状態で

あることを認識できたといえる。

## (2) 2002年推計の報告に対して原子力安全・保安院が法の求める監督を懈怠したこと

しかるに原子力安全・保安院は、こうした事態を受けながら、被告東京電力に対して、技術基準省令62号4条1項違反の状態に対する所要の防護措置を命ずることとはなかった。

さらに、被告東京電力が、不十分ながら上記の津波に対する浸水防止工事を行ったこと自体も把握していなかった。

被告東京電力が、2002年推計の結果を秘匿していたのであればまだしも、被告東京電力が原子力安全・保安院に対して、積極的に、2002年推計の結果（即ち技術基準省令62号4条1項に反する事態）を報告したにもかかわらず、技術基準適合命令を発しないに留まらず、所要の津波防護措置を講じたか否かについても確認さえ行わなかったという対応は、原子炉施設の安全性の確保を被告東京電力の自主的な判断に委ねたものとしか評価できず、電気事業法40条の趣旨に反して、著しく合理性を欠く対応というべきものである。

## (3) 2002（平成14）年以降の定期検査における所要の防護措置の確認も怠ったこと

2002年推計が報告された2002（平成14）年3月以降も、原子力安全・保安院は、電気事業法54条の定期検査の機会に、省令4条1項違反の状態に対して、所要の防護措置が講じられているか否かを確認する機会があった。しかし、被告国によれば、そうした確認は一切なされなかったとのことである。

この点について、被告国は、電気事業法54条の定期検査は、技術基準省令62号4条1項の適合性を確認する検査ではないとして、こうした確認を行わなかったことを正当化する。

しかし、被告東京電力は、電気事業法55条1項に基づいて、特定電気工作物について事業者検査（定期事業者検査）を行い、その結果を記録し、これを保存しな

なければならないとされている。そして、定期事業者検査においては、「特定電気工作物が第三十九条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合していることを確認しなければならない」とされているところである（55条2項）。

そして、経済産業大臣による定期検査は、「定期検査を受ける者が行う定期事業者検査に電気工作物検査官（等）が立ち会い、又は定期事業者検査の記録を確認することにより行うものとする。」とされているところである（電気事業法施行規則90条の2）。

こうした定期検査の実施の体制を前提とすれば、既に2002（平成14）年3月に2002年推計の報告を受け、福島第一原子力発電所が想定される津波によって「安全性を損なうおそれがある場合」にあることを基礎づける情報の提供を受けている以上、原子力安全・保安院としては、少なくとも、毎年繰り返される定期検査の機会において、O.P.+4メートルを超える津波に対する所要の防護措置が講じられているか否かを確認することは、当然に求められる対応である。

被告国は、定期検査の対象項目に技術基準省令62号4条1項の該当性が含まれていないから、被告東京電力による防護措置の有無、内容等について検査を行うことはなかったとする。しかし、こうした対応は、電気事業法が、一定期間ごとに行うこととされている定期検査とともに、40条によって、技術基準省令に反する事態に対し随時に技術基準適合命令を発することができる」と定めている趣旨を忘れたものであり、著しく合理性を欠く対応というしかない。

以上